

NOK グループグリーン調達ガイドライン

付属書-1 NOK グループ環境負荷物質一覧と解説



2018年4月27日 (Rev. No.2)

N O K 株式会社

目次

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. NOKグループ環境負荷物質一覧と管理区分 | … P 2 |
| 2. NOKグループ移動量把握物質の調査依頼 | … P 3 |
| 3. 含有有無申告判断の基準 | … P 4 |
| 4. 閾値・報告値の基準 | … P 4 |

1. NOK グループ環境負荷物質一覧と管理区分

NOK グループが管理する“環境負荷物質”は、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の定める、「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」の物質群です（表-1 を参照ください）。

回答に使用する chemSHERPA ツール（chemSHERPA-AI、chemSHERPA-CI）および各法規は調査時最新のものをご利用いただくようお願いいたします。

各物質群の管理区分は、表-1 に記載の通りです。

複数の物質群で規制のあるものは、より厳しい管理区分を優先してください。

表-1 各物質群に対する NOK 管理区分

管理対象 基準 ID	対象とする法規制 および業界基準	管理区分 (成形品)		管理区分 (化学品)		管理区分 (副資材、梱包・ 包装資材)	
		禁止	申告	禁止	申告	禁止	申告
LR01	化審法(第一種特定化学物質)	○		○		○	
LR02	米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第 6 条)	○		○		*2)○	
LR03	EU ELV 指令 2011/37/EU	○		○		○	
LR04	EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II	○		○		○	
LR05	EU POPs 規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I	○		○		○	
LR06	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorization (認可対象候補物質) および ANNEX XIV (認可対象物質)		○		○		○
LR07	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	○			*1)○	*2)○	*2)○
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	○	○	○	○	○	○
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances		○		○		○

*1): LR07 については用途に関わらず申告をお願い致します。それができない場合は書類提出前に弊社担当者へご相談ください。

*2): 副資材、梱包・包装資材については、その納入形態（成形品または化学品）によって管理区分が異なります。

【管理区分の定義】

- 禁止 : 原則含有禁止の物質 (群)
申告 : 含有する場合には申告が必要な物質 (群)

<参考> NOK グループ環境負荷物質一覧 参考 URL

NOK グループ環境負荷物質リスト各項目の参考 URL を以下にまとめましたので、ご参考ください (URL は変更になっている場合があります)。なお、物質リストが入手できない場合はこちらから送付しますのでご連絡をお願いいたします。

- アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)
<http://www.jamp-info.com/>
- chemSHERPA
<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>
<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/> (データ作成支援ツール、管理対象物質情報)
- 化学物質審査規制法 (化審法)
<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html> (環境省)
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/ (経済産業省)
http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=ja (化審法データベース (J-CHECK))
- 米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第 6 条)
<http://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/limitations-manufacturing-processing-and-use-tsca>

2. NOK グループ移動量把握物質の調査依頼

弊社では、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「化管法」) に基づく PRTR 制度への対応の一環として、(1)化管法指定物質 及び (2)その他弊社指定物質 の含有有無を問合せさせていただく場合があります。

基本的に、含有有無は SDS で確認させていただくこととしておりますが、確認できない場合やその他理由のある場合には調査依頼させていただきますのでご協力をお願いいたします。

3. 含有有無申告判断の基準

NOK グループ環境負荷物質の報告に関する判断基準は、表-2 に記載の通りです。

複数の物質群で規制のあるものは、より厳しい判断基準を優先してください。

表-2 対象物質の報告判断基準

法規閾値 (注 1)	濃度	非意図的含有	意図的添加
あり	閾値以上	報告する	報告する
	閾値未満	報告必須としない	
なし	0.1wt%以上	報告する	
	0.1wt%未満	報告必須としない	

注 1 : 「法規閾値」とは、「chemSHERPA 管理対象物質説明書」に引用されている法規が規制対象としている濃度を指します。

管理対象物質の法規ごとの具体的閾値は、表-3 のように解釈ください。

4. 閾値・報告値の基準

NOK グループ環境負荷物質の法規ごとの具体的な閾値は表-3 に記載の通りで、「chemSHERPA 管理対象物質説明書」の内容に準拠しています。

複数の物質群で規制のあるものは、より厳しい閾値・報告値を優先してください。

表-3 閾値・報告基準値の考え方

[コード] 管理対象基準名	閾値・報告基準の考え方
[LR01] 化審法 (第一種特定化学物質) (1 特)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として閾値は“0”と考える。(注 1、2) ・非意図的な添加で、BAT (注 3) 又は経済産業省が認めた自主管理値未満の場合は、その旨を chemSHERPA のコメント欄等で報告する。 <p>注 1 : 閾値ゼロの場合、「閾値以上含有」は少しでも含まれることを意味し、「閾値未満含有」は含まれないということの意味する。</p> <p>注 2 : 意図的添加は全て 1 特として規制され、実質的に製造禁止である。</p> <p>注 3 : BAT= Best Available Technology</p>
[LR02] 米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象 物質 (第 6 条)	<p>法規上は、物質ごとにリスク管理策が詳細に規定されている。当該物質の使用や、作業等が禁止されており、chemSHERPA の成分情報の報告における閾値は“0”と考える。</p>

[コード] 管理対象基準名	閾値・報告基準の考え方
[LR03] EU ELV 指令 2011/37/EU	法規においては、最大許容濃度が均質材料中の重量比で 0.1% (カドミウムは 0.01%)と定められている。
[LR04] EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II	法規においては、最大許容濃度が均質材料中の重量比で 0.1% (カドミウムは 0.01%)と定められている。
[LR05] EU POPs 規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I	原則禁止であり、閾値は定められていない。 したがって成分情報の報告における閾値は“ 0 ”と考える。
[LR06] EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象 候補物質) および ANNEX XIV (認可対象物質)	認可対象候補物質の閾値は成形品(Article)中の濃度が 0.1%。 認可対象物質は認可されない限り EU 域内での製造、使用は禁止である。
[LR07] EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	法規では、規制対象の物質/物質群によって異なる。 さらに、製品や用途によって閾値が異なる物質/物質群もある。 化学品等 (原料、調剤等) に関して、NOK グループでの用途が不明な場合で、その化学品等に含まれる化学物質の閾値が 2 通り以上ある場合は、より <u>厳しい閾値</u> で申告する。
[IC01] Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	物質/物質群ごとに報告閾値が設定されている。
[IC02] IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	報告対象物質リストで、報告対象物質(群)ごとに報告閾値が指定されている。

以上